

悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定新旧対照表

※ 施行は二十二年十月一日(傍線の部分は改正部分)

改正後

現行

○悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
平成十四年十一月二十八日
告示第 号

○悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定
平成十四年十一月二十八日
告示第千百九十九号

第一 (略)
第二 臭気指数規制に係るもの
一 規制地域の指定
次の表の上欄に掲げる市町における同表の下欄に掲げる地域の範囲のとおりとする。

第一 (略)
第二 臭気指数規制に係るもの
一 規制地域の指定
次の表の上欄に掲げる市町における同表の下欄に掲げる地域の範囲のとおりとする。

市町名	地域の範囲
三次市	すべての地域
廿日市市	すべての地域
安芸高田市	向原町の地域
山県郡北広島町	すべての地域
世羅郡世羅町	すべての地域
神石郡神石高原町	すべての地域

市町名	地域の範囲
三次市	すべての地域
廿日市市	すべての地域
安芸高田市	向原町の地域
山県郡北広島町	すべての地域
世羅郡世羅町	すべての地域

二 規制基準の設定
1 法第四条第二項第一号の規制基準
次の表の上欄に掲げる市町の中欄に掲げる地域の区分ごとに、同表の下欄に掲げる臭気指数を許容限度とする。

二 規制基準の設定
1 法第四条第二項第一号の規制基準
次の表の上欄に掲げる市町の中欄に掲げる地域の区分ごとに、同表の下欄に掲げる臭気指数を許容限度とする。

市町名	地域の区分	臭気指数
三次市	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	一五
	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域	一五

市町名	地域の区分	臭気指数
三次市	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	一一
	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域	一五

改正後

神石郡神石高原町	世羅郡世羅町	山県郡北広島町	安芸高田市(向原町の地域に限る。)	廿日市市	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	一五
すべての地域	すべての地域	すべての地域	すべての地域	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域	一五	一五

現行

世羅郡世羅町	山県郡北広島町	安芸高田市(向原町の地域に限る。)	廿日市市	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	一五
すべての地域	すべての地域	すべての地域	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域の定めのある地域並びに用途地域の定めのない地域	一五	一五